## 東久留米市地区センター指定管理者の候補者の選定結果

指定管理者の候補者として、下記のとおり選定委員会から選定されました。

- 1. 指定管理者を設置する施設 東久留米市地区センター
- 指定管理者の応募申請件数
  2件
- 3. 指定管理者優先交渉権者の名称等

名 称 社会福祉法人 東久留米市社会福祉協議会

代表者 会長 寺本 亮洞

所在地 東京都東久留米市滝山4丁目3番14号

## 4. 選定理由

提出された書類による事業計画審査(※)及び団体審査、並びにプレゼンテーションによる総合評価を実施した結果、その合計点が他社より優れていたことによる。

- (※)(1)市民の平等・公平な使用の確保(施設の設置目的及び管理方針との 合致、平等・公平な使用の実現手法)
  - (2) 新たなサービスの創設など市民サービスの向上(サービス向上提案・市民参加及び個人情報保護)
  - (3) 経費の節減など効率的な運営
  - (4) 市民への安定的な施設サービスの継続的提供(収支計画の現実性・安定性のあるサービス提供、安定的な運営のための人的資源配分、同種または類似施設の運営実績、施設維持管理の安定性、運営の継続性)
  - (5) 当該施設の設置目的を達成するために必要とする事項(地区センター 運営上の基本方針が市の求めに応じているか・総合的な判断)

詳しくは福祉保健部福祉総務課高齢者福祉係 電話042・470・7777 (内線2508)